(三)(二)(一)　占用を制限する区域　道路の種類　一般国道
　　占用を制限する区域　道路の名称　五十六号
　　区域　備考
　　高知県幡多郡黒潮町灘字新二郎谷三八六番一から同町灘字井戸畝一〇五六番一まで
(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合におけるる被害の拡大を防止するため。
(六)　占用の制限の開始の期日　令和八年三月二十四日
(七)(六)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年三月二十四日　四国地方整備局長　豊口　佳之

(三)(二)(一)　占用を制限する区域　道路の種類　一般国道
　　占用を制限する区域　道路の名称　十一号
　　区域　備考
　　三豊市豊中町笠田竹田字小原三三番一から同市豊中町笠田竹田字小原四番一まで
(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合におけるる被害の拡大を防止するため。
(六)　占用の制限の開始の期日　令和八年三月二十四日
(七)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

労　働

最低工賃の改正決定に関する公示

福島労働局最低工賃公示第２号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、福島県外衣・シャツ製造業最低工賃（令和６年福島労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和８年３月24日　　福島労働局長　岡田　直樹

福島県外衣・シャツ製造業最低工賃

1　適用する家内労働者　福島県の区域内で外衣製造業又はシャツ製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者

2　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる工程の区分に応じ、右欄に掲げる金額

品目		工程		金額
男子既製洋服	上衣	袖裏まつり		10センチメートルにつき　28円
		袖まつり星入れ		10センチメートルにつき　19円
		袖口裏まつり		10センチメートルにつき　19円
		見返し星入れ		10センチメートルにつき　18円
		前身端星入れ		10センチメートルにつき　13円
		襟付けまつり		10センチメートルにつき　22円
		下襟からげまつり		10センチメートルにつき　23円
		肩裏まつり		10センチメートルにつき　21円
		背脇（脇裏）まつり		10センチメートルにつき　22円
		背鎖止め（本鎖のもの）		３センチメートルにつき　33円
		ベンツまつり		10センチメートルにつき　28円
		ベンツ止め（×印に限る）		１か所につき　11円
		背裾奥まつり（背抜きのものに限る）		10センチメートルにつき　19円
		前裏裾奥まつり及び背抜き以外の背裾奥まつり		10センチメートルにつき　16円
		小ボタンのボタン付け		１個につき　18円
		糸くず取り	接着芯縫製のもの	１枚につき　39円
			毛芯縫製のもの	１枚につき　154円
	ズボン	腰裏まつり		10センチメートルにつき　18円
		腰裏かんぬき止め		１か所につき　10円
		小股千鳥		10センチメートルにつき　52円
		天ぐまつり		３センチメートルにつき　８円
		前立てまつり		３センチメートルにつき　10円
		後中央まつり		３センチメートルにつき　12円
		小ボタンのボタン付け		１個につき　18円
		糸くず取り		１本につき　50円